○山形県警察職員の技能指導官に関する訓令の実施要綱の制定について

平成7年3月15日

例規(教、警)第11号

改正 平成17年4月27日例規(警)第25号

平成18年4月18日例規(警)第18号

平成19年4月16日例規(警)第16号

平成20年5月8日例規(警)第28号

平成21年3月13日例規(人)第4号

平成30年4月16日例規(人)第19号

令和3年3月30日例規(警)第8号

このたび、山形県警察職員の技能指導官に関する訓令を制定し、平成7年4月1日から施行することとしたものであるが、実施について必要な事項について、別添のとおり「山形県警察職員の技能指導官に関する訓令の実施要綱」を定めたので、その取扱いに誤りのないようにされたい。

別添

山形県警察職員の技能指導官に関する訓令の実施要綱

1 目的

この要綱は、山形県警察職員の技能指導官に関する訓令(平成7年3月本部訓令第5号。以下「訓令」という。)の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 技能指導官の設置

訓令第2条第2項の専門的技能等の種別は、次のとおりとする。

	N/31	2頃の等門的技能等の性別は、次のこのりこりる。
部		専門的技能等の種別
警務部	(1)	留置管理業務
	(2)	自動車等の運転技能
	(3)	前各号に掲げるもののほか、警務部の所掌に係る専門的技能等
生活安全部	(1)	少年関係事犯の取締り及び補導
	(2)	職務質問等による犯罪の取締り
	(3)	山岳遭難救助
	(4)	通信指令
	(5)	生活経済事犯の取締り
	(6)	風俗関係事犯の取締り
	(7)	サイバー犯罪の取締り
	(8)	営業の許可等
	(9)	前各号に掲げるもののほか、生活安全部の所掌に係る専門的技能等
刑事部	(1)	強行犯捜査
	(2)	特殊犯捜査
	(3)	窃盗犯捜査
	(4)	犯罪手口
	(5)	捜査支援・総合情報分析
	(6)	指名手配被疑者の追跡捜査
	(7)	知能犯捜査
	(8)	暴力団対策
	(9)	銃器に関する犯罪の取締り
	(10)	薬物に関する犯罪の取締り
	(11)	国際的な犯罪捜査
	(12)	鑑識·鑑定
	(13)	前各号に掲げるもののほか、刑事部の所掌に係る専門的技能等

交通部	(1)	交通事故事件等捜査
	(2)	交通規制・管制
	(3)	前各号に掲げるもののほか、交通部の所掌に係る専門的技能等
警備部	(1)	警衛・警護
	(2)	前各号に掲げるもののほか、警備部の所掌に係る専門的技能等

3 技能指導官の行う職務等

(1) 個別的技能指導

訓令第3条第1項第1号の教養は、技能指導官が少人数の指導対象者とともに専門的技能等に係る業務を実際に遂行することにより行う「個別的技能指導」とし、日常の勤務を通じて行う職場教養を中心に、その他最も適した機会、方法により行う。

(2) 集団的技能指導

訓令第3条第1項第2号の教養は、技能指導官が専門的技能等に関する講義を実施することにより行う「集団的技能指導」とし、学校教養に限定することなく、講習会、研修会等の際に、最も適した方法により行う。

(3) 技能指導官の活用

警察本部において当該専門的技能等に係る業務を担当する所属の長(以下「業務担当 課長」という。)及び各所属長は、あらゆる機会をとらえて技能指導官の効果的な活用 を図るものとする。

4 技能指導官の指定

技能指導官の指定は、次により行う。

(1) 候補者の推薦

候補者の推薦は、当該候補者の所属の長(以下「推薦所属長」という。)が、業務担 当課長に技能指導官候補者推薦書(別記様式第1号)を原則として定期人事異動後速や かに提出して行う。

なお、業務担当課長が推薦所属長であるときも同様とする。

(2) 候補者の申請

ア 業務担当課長は、推薦された候補者について専門的技能等の内容を審査し、意見を付した上、警務部警務課長(以下「警務課長」という。)及び警務部人材育成課長(以下「人材育成課長」という。)と協議して、当該専門的技能等を担当する部長(以下「業務担当部長」という。)に報告する。

イ 業務担当部長は、部内を調整し、審査対象者を選考の上意見を付して、技能指導官 審査委員会委員長(以下「審査委員長」という。)に原則として毎年5月末日までに 申請する。

(3) 審査委員会の審査

審査委員長は、申請に基づき、技能指導官審査委員会(以下「審査委員会」という。) を開催し、推薦に係る候補者の専門的技能等の内容を審査の上、警察本部長(以下「本 部長」という。)に上申する。

(4) 上申に基づく決定

本部長は、審査委員会の上申に基づき技能指導官を決定する。

5 技能指導官名簿の作成

人材育成課長は、技能指導官が指定されたときは、指定に係る者の所属、氏名及び専門 的技能等の内容を記載した技能指導官名簿(別記様式第2号)を作成する。

6 技能指導官の派遣依頼等

所属長は、指導教養のため技能指導官の派遣を求める場合には、技能指導官設置所属長 (技能指導官として指定された者が所属する所属の長をいう。)に技能指導官派遣依頼書 (別記様式第3号)を提出するとともに、当該依頼書の写しを人材育成課長に送付するも のとする。

7 その他

審査委員会の庶務その他この要綱の実施に関する事務は、警務部人材育成課において行う。

別紙

山形県警察職員の技能指導官に関する訓令の実施要綱概念図

